

公益社団法人北海道交通安全推進委員会事務局職員給与及び退職手当支給規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会（以下「本委員会」という。）定款第53条第5項の規定に基づき、公益社団法人北海道交通安全推進委員会事務局組織規程第3条第2項に定める常勤職員（年俸職員及び嘱託職員は除く。以下「職員」という。）の給与に関する基本的事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 給与・手当

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、管理職手当及び管理職員特別手当をいう。

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、法令に基づきその職員から控除すべきものの金額を控除したのち、職員の指定する本人名義の金融機関口座への振込みにより支払わなければならない。ただし、本人から申出があり、当委員会が認めた場合には、現金等により支払うこともできる。

(給料)

第4条 職員の給料は、北海道職員の給与に関する条例（以下「道給与条例」という。）第4条第1項第1号の行政職給料表（別表第1）の級及び号棒毎に給料月額欄に定める額とする。ただし、これにより難しい特別の職員については、会長が別の定めをすることができる。

2 職員の職務の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて会長が定める。

(級別標準職務等)

第5条 職員に適用する給料表の級の分類となるべき級別標準職務の内容及び承認資格基準は、別に会長が定める。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の級及び号棒は、その職員の学歴、職歴、年齢職務の内容等を考慮し、北海道人事委員会規則（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「人事委員会昇給等基準規則」という。）第10条から第15条までの規定を準用する。

(昇給、昇格の基準)

第7条 職員が毎年1月1日（以下「昇給日」という。）以前1年間において良好な成績で勤務したときは、昇給日に4号棒上位の号棒に昇給させることができる。

2 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、人事委員会昇給等基準規則第37条及び第38条の規定を準用し、昇給させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する場合は、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、昇給させることができる。この場合の昇給する号棒数については、会長が決定する。

4 勤務成績が良好であって必要と認めるときは、会長が定める「昇任資格基準」に基づき、職員が現に適用を受けている級より一級上位の級に昇格させることができる。

5 職員が現に受けている職務の級の最高の号棒を受ける職員は昇給しない。

6 本条の規定は、予算の範囲内において行うものとする。

(給料の支払方法)

第8条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、その給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は、土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(給料の計算方法)

- 第9条 新たに職員となった者は、その日から給料を支給し、昇給等により給料に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 職員が退職したときは、その日まで、又は死亡したときは、その月の末日までの給料を支給する。
 - 前項の規定により給料を支給する場合において、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

- 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で生計の道がなく主として職員の扶養を受けているものをいう。
 - 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 60歳以上の父母及び祖父母
 - 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 重度心身障害者
 - 扶養手当の月額については、道給与条例第9条第3項及び第4項に定める額とする。

(地域手当)

- 第11条 地域手当は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の3を乗じて得た額を支給する。

(通勤手当)

- 第12条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。
- 通勤のため、交通機関若しくは有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃若しくは料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
 - 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く）

(住居手当)

- 第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万3,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。
- 住居手当の月額は、道給与条例第10条の5第2項第1号に定める額とする。

(在宅勤務等手当)

- 第13条の2 住居その他これに準ずるものとして北海道人事委員会規則（在宅勤務等手当に関する規則）第2条に定める場所において正規の勤務時間の全部を勤務することを3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。
- 在宅勤務等手当の月額は、道給与条例第11条の3第2項に定める額とする。

(給与の減額)

- 第14条 職員が勤務しないときは、祝日法による休日又は年末年始の休日の場合その他その勤務しないことにつき会長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。ただし、傷病の療養のため病気休暇の承認を受けた職員については、当該病気休暇の最初の日から起算して90日を越えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、日割りをもって給料の半額を減ずる。

(時間外勤務手当)

- 第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した場合）を乗じて得た額に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。
- 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により、正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務

手当が支給されることとなる日を除く)における勤務。 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、予め勤務時間が割り振られた1週間の勤務時間(以下、この項において「割り振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割り振り変更前の勤務時間を越えて勤務した全時間に対して、道給与条例の適用を受ける職員の例により、時間外勤務手当として支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、定年前提任用職員が正規の勤務時間が割り振られた日においては、正規の時間外に勤務した勤務のうち、その勤務時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する時間外勤務手当については、前項の規定にかかわらず、100分の100とする。

(休日勤務手当)

第16条 職員には、正規の勤務時間が休日に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額に相当する金額を休日勤務手当として支給する。
- 3 祝日法による休日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額に相当する金額を休日勤務手当として支給する。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日が属する月の北海道人事委員会規則(給与の支給に関する規則(以下「人事委員会給与支給規則」という。))第29条の9で定める日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職した職員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、道給与条例第19条第2項から第5項まで並びに第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日が属する月の人事委員会給与支給規則第29条の9で定める日に、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職した職員についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、道給与条例第19条の4第2項から第5項までの規定を準用する。

(寒冷地手当)

第19条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に支給する。

- 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、道給与条例第20条第2項に定める額とする。

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員(以下「管理職員」という。)のうちその特殊性に基づき、次に掲げる管理職員に支給する。

(1) 事務局長 給料月額100分の20

(2) 事務局次長 給料月額100分の12

- 2 前項において管理職員が、年俸職員の場合は支給しない。

(管理職員特別勤務手当)

第21条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職特別勤務手当の額は、前2項による勤務1回につき、次の額とする。

(1) 第1項に規定する勤務の場合

北海道人事委員会規則(管理職員特別勤務手当に関する規則(以下「人事委員会管理職特勤規則」という。))第2条第1項第1号アに規定する額(勤務に従事した時間が6時間を超える場合には、この額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(2) 第2項に規定する勤務の場合

人事委員会管理職特勤規則第2条第3項第1号アに規定する額とする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第22条 第20条に掲げる管理職員には、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、7時間45分に18を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

(休職者の給与)

第24条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、長期の休養を要するとして休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患その他道給与条例第21条第2項に定める疾患にかかり、心身の故障のため、長期の休養を要することにより休職を命じられたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当並びに期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、休職を命じられたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当並びに期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が刑事事件に関し起訴された場合により休職を命じられたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合により休職を命じられたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給することができる。

(停職者の給与)

第25条 職員が常勤職員就業規程第51条第3号の停職の処分を受けたときは、その停職の期間中に係る給与は支給しない。

(派遣された職員の給与)

第26条 北海道から派遣された職員が北海道から給与を受けるときは、当該給与に相当する部分は支給しない。

(再任用職員の給与)

第27条 再任用職員の給与、手当については、再任用職員取扱要領の定めによるものとする。

第3章 退職手当

(適用範囲)

第28条 この規定の適用を受けている常勤職員が退職した場合には、当該職員（死亡に因る退職の場合にはその遺族）に支給する。適用範囲については、常勤職員就業規程第45条の規定による。

(退職手当の額)

第28条の2 退職したものに対する退職手当の額は次条から第31条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第31条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第29条 次条又は第31条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は退職の日におけるその者の給料の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 30年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同行の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間 11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間 16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤務後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第29条の2 11年以上25年未満の期間勤務したものであって、定年退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第30条 25年以上勤続したものであって、定年退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第31条 予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて会長が承認をしたもの、業務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（常勤職員就業規程第43条第1項の規定により退職した者）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第31条の2 退職した者の在職期間中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前4条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前4条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

(退職手当の調整額)

第31条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の勤続期間の初日の属する月からその者の勤続期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた職務の級区分に応じて当該各号に定める額（以下この項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を

付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 10級 7万400円
- (2) 9級 6万5,000円
- (3) 8級 5万9,550円
- (4) 7級 5万4,150円
- (5) 6級 4万3,350円
- (6) 5級 3万2,500円
- (7) 4級 2万7,100円
- (8) 3級 2万1,700円
- (9) 2級、1級 零

2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

(一般の退職手当の額に係る特例)

第31条の4 第29条並びに第31条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第28条の2から前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(業務又は通勤によることの認定基準)

第32条 会長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかを認定するに当たっては、労働者災害補償保険法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勤続期間の計算)

第33条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 前2項の規定による在職期間のうち、常勤職員就業規程第39条の規定による休職又は第51条第3号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1時間以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

4 職員が公的機関・団体等に派遣され休職した期間は、職員として勤続した在職期間として計算する。ただし、当該休職に係る期間について職員が退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は含まないものとする。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第34条 職員の退職が労働基準法第20条および第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第35条 第28条に規定にする遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）

- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第35条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第35条の3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒解雇処分を受けて退職をした者
- (2) 北海道職員等の退職手当に関する条例第12条第1項第2号に準ずる退職をした者

(退職手当の支払い差し止め)

第36条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき、又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが当委員会に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 当該退職をした者について、在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行ったものについて、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止処分を行った場合に、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

第37条 退職した者に対し、退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当の額の全額を返納させることができる。

(退職給付引当金)

第38条 退職給付引当金は、道の補助対象事業以外の職員について、期末要支給額計上方式の考え方による額を積立するものとする。

2 補助事業支弁職員については、補助金で交付されている退職給付引当金の見合額を積立するものとする。

第4章 補則

(規定の準用)

第39条 この規程に定めのない事項については、道給与条例等の規定を準用する。

(補則)

第40条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、本委員会の設立登記のあった日（平成23年3月1日）から施行する。
 - 2 この規程は、平成23年5月23日から施行する。
 - 3 この規程は、平成28年3月2日から施行する。
 - 4 この規程は、平成29年6月2日から施行する。
 - 5 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- (1) 令和7年度に限り、改正前の第10条第2項第1号の規定も適用する。
- (2) 当面の間は、第28条の2中「基本額に」とあるのは、「基本額に100分の83.7を乗じた金額に」とする。